

薬生食輸発1227第1号
平成30年12月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年12月26日付け薬生食輸発1226第1号）により通知したところである。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表4について別紙1、別表15について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。